

1 F A T F 第四次対日相互審査の状況と マネロン・テロ資金供与対策に関する今後の動向

中央総合法律事務所 パートナー弁護士 金澤浩志

はじめに

F A T F (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策(以下、「AML/CFT」という)における国際協力を推進する政府間会合であり、F A T F 勧告と呼ばれる各国が遵守すべき国際標準を策定し、参加国にお

る勧告の遵守状況を監視するため相互審査を実施しています。

日本においても、AML/CFTに関する各種法令の整備を進めてきましたが、二〇〇八年に日本に対して実施された第三次相互審査において、多くの審査項目に関して厳しい評価を受けました。これを踏まえて、二〇〇七年と二〇一四年に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、「犯収法」という)

を改正する等して対応してきたという経緯があります。

二〇一九年に日本はF A T F による第四次対日相互審査を受け、同年一〇月から一二月にかけてF A T F 審査団が来日し、金融庁を含む関係省庁や民間金融機関に対するオンサイト審査が実施されました。本稿では、前記のF A T F 第四次対日相互審査の状況と、これを踏まえたAML/CFT対応に関する今

後の動向について解説します。

F A T F 第四次対日相互審査の実施とその結果

(1) 「有効性」審査と

日本における対応

F A T F による第四次相互審査においては、二つの審査の柱があります。一つが「技術的遵守状況」(Technical Compliance)であり、もう一つが「有効性」

2

実務のポイントを再確認 取引時確認における本人確認書類チェック

潮見坂綜合法律事務所 弁護士 鈴木正人

あおぞら銀行コンプライアンス統括部 弁護士 吉田秀和

取引時確認における 本人確認書類の意義

J A系統金融機関は取引時確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という）四条一項）において顧客の本人特定事項（通常の個人の場合、氏名、住居および生年月日をいう）の確認が求められています。この本人特定事項の確認を行う際に必要となる公

的証明書が本人確認書類です。

顧客や法人の代表者等の本人確認書類として用いることができる公的証明書は、個人、法人それぞれの場合について法定されていますが、顧客との取引が対面取引か非対面取引かによっても用いる方法や種類が異なります。本稿では、個人顧客本人と対面取引を行う場面を念頭に本人確認書類に関する実務上の留意点を説明します。

現在使える本人確認 書類

現在、J A系統金融機関が個人との対面取引で使える本人確認書類は、大きく三つに分けることができ、それぞれ取引時確認の方法が異なります（犯収法施行規則六条一項一号イないし二、七条一号）。

図表1、図表2を参照しながら解説していきます。

まず、図表1①の顔写真付きの公的証明書は、容貌の照合による、なりすましのチェックが可能であり、本人の同一性を確認する精度が高いため、証明力が高いと考えられます。そのため、顧客本人からこれらの本人確認書類の提示を受ける場合には、取引時確認の方法としては、当該書類一通の提示を受けることで足りるとされています。

特集

AMLの現状と対策のポイント

3 Q&Aで学ぶ

営業店でのマネロン対策のポイント

中央総合法律事務所 パートナー弁護士 高橋瑛輝

Q₁

「三線管理」とは何でしょうか。営業店では、どのような点に注意すればよいのでしょうか。

A₁

営業・管理・監査の各部門を「三つの防衛線」と捉え、それぞれの役割と責任を明確化したリスク管理態勢のあり方を指します。営業店では、マネロン・テロ

資金供与リスクに最初に直面し、これを防止する役割を担いますので、全職員がそのリスクと対策を十分に理解し、様々な対応を単なる事務手続と捉えるのではなく、主体性と目的意識をもって、リスクの検知やリスクに見合った低減措置を適時的確に実施することが求められます。



解説

三線管理

金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「金融庁ガイドライン」という)では、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の

構築のため、営業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を明確化して、組織的に対応を進めることが重要とされ、その方法として、各部門の機能を「三つの防衛線(Three lines of defense)」の概念のもとで整理することが提示されています。これに基づくリスク管理態勢のあり方は、「三線管理」と呼ばれます。

第一の防衛線(第一線)は、

解説

令和二事務年度金融行政方針の概要とポイント

のぞみ総合法律事務所
弁護士 川西 拓人

2002年京都大学法学部卒業、2003年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。2008～2010年金融庁検査局出向（金融証券検査官・専門検査官）。2015年7月より現職。



ついでに重点的な情報開示が図られています。

二 コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

1 コロナと戦い、経済の力強い回復を支える

(1) JAにとつての重要キーワード

「コロナと戦い、経済の力強い回復を支える」の項目において、JAにとつて特に重要なキーワードは「金融仲介機能の発揮」と「金融機関との持続可能

令和二年八月三十一日、金融庁から「令和二事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(以下、「令和二年度金融行政方針」という)が公表されています。

本稿では、令和二年度金融行政方針を踏まえた金融行政の動向とJAが認識しておく重要なポイントを読み解き、分析します。

一 令和二年度金融行政方針の構成

令和二年度金融行政方針は、「①コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」「②高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く」「③金融庁の改革を進める」の三つの章で構成されています(図表1)。

また、令和二年度金融行政方針本体に加えて、別冊として「令和二事務年度金融行政方針(別冊) 補足資料」(以下、「補

足資料」という)が公表されています。これには、各項目についての「昨事務年度の実績」と「本事務年度の作業計画」等が示されたほか、コラムとして「コラム2…地域銀行の経営状況」「コラム3…金融仲介機能の発揮に向けた取組み」「コラム4…金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況」「コラム5…金融審議会市場ワーキング・グループ報告書―顧客本位の業務運営の進展に向けて―」等が示され、重要項目に